

# 知っていますか 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

## 保険料免除制度の種類と内容…

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者(任意加入被保険者は対象外)				第1号被保険者 (30歳未満)
所得基準	申請者・配偶者および世帯主3人それぞれの前年の所得				申請者および 配偶者のそれぞ れの前年の所得
	22万円+ (扶養親族等の数+1) ×35万円	78万円+扶養親族 等の数×38万円+ (各種控除額)	118万円+扶養親族 等の数×38万円+ (各種控除額)	158万円+扶養親族 等の数×38万円+ (各種控除額)	22万円+ (扶養親族等の数+1) ×35万円
月々の納付額	0円	3,900円	7,800円	11,690円	0円

※各種控除額とは地方税における控除で、雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金、配偶者特別、障がい者、特別寡婦等があります。

※退職した人や災害に遭った人は、所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。(必要書類:雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

## 免除・猶予には申請が必要です…

現在、平成27年7月から平成28年6月分までを対象とした申請を受け付けています。

なお、申請は原則として毎年度必要です。

平成26年4月から申請時点の2年1ヶ月前の月分まで免除申請できるようになりました。

**【受付窓口】** 市役所1階国保年金課⑤番窓口    **【持参物】** 年金手帳、印鑑



## 学生さんには「学生納付特例制度」があります…

前年の所得が一定以下で納付が困難な場合は、申請し承認されると卒業までの間、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。【持参物】学生証の写しもしくは在学証明証の原本、印鑑

## ご注意ください…

3／4免除・半額免除・1／4免除が承認されていても月々の納付額を納付しないと年金の支給対象にはなりませんので、必ず納付してください。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

若年者納付猶予と学生納付特例については、受け取る老齢基礎年金の年金額には算入されません。

## 「ねんきんネット」を利用してください

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」では、年金に関する以下のサービスをインターネットから利用できます。

- ・年金加入記録の確認
- ・電子版「ねんきん定期便」の確認
- ・スマートフォンでの年金記録確認
- ・ライフプランに合わせた年金額の試算
- ・パソコンによる各種届書の作成・印刷

利用の際はユーザーIDの取得が必要です。



詳しくは、日本年金機構のホームページ ([http://www.nenkin.go.jp/n\\_nnet/](http://www.nenkin.go.jp/n_nnet/)) をご覧ください。

問合先 国保年金課 ☎53-2207 / 武生年金事務所国民年金課 ☎23-1124